新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を 踏まえた当センターの対応について

2021年1月8日 横浜療育医療センター センター長 甲斐純夫

皆様にはお健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素より当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い政府の緊急事態宣言が発令されました。

当センターでは引き続き、感染対策をとらせていただいたうえで対応して参ります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1. 短期入所、生活介護(通所)、訪問看護ステーションえーる、ヘルパーステーション まいはーと、放課後等デイサービスはみんぐ、病児保育室あさひ、保育室ひかりについて
 - ・ 従来通り実施します。(1月8日現在)
 - ・ 事前に利用者本人、家族の体調や発熱の有無を確認したうえで、ご利用をお願いします。
- 2. 外来及びリハビリテーションについて
 - 従来通り実施します。(1月8日現在)
 - 受診の際の付き添いは引き続き、原則として1名までとしてください。
 - ・ 事前に利用者本人、家族の体調や発熱の有無を確認したうえで、ご利用を お願いします。
 - ・ 当センターの建物内では必ずマスクを着用してください。やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - お電話での診察も承りますのでご相談ください。

3. 入所者の面会について

面会はリモートのみとさせていただきます。